

がん治療給付金、急性心筋梗塞治療給付金・脳卒中治療給付金（所定の状態が60日以上）のお支払い①

平成21年4月2日以降にご加入の「3大疾病治療給付金付がん特約」

平成12年9月29日以降にご加入の「新がん特約C型」、平成13年10月26日以降にご加入の「がん特約C型」

がん治療給付金	支払事由	がんと診断確定され、がんによる入院を開始したとき
	支払額	1回目：がん入院給付金日額の200倍 2回目以降：がん入院給付金日額の100倍
急性心筋梗塞治療給付金	支払事由	急性心筋梗塞を発病し、所定の状態が60日以上継続したとき
	支払額	がん入院給付金日額の200倍（支払は1回）
脳卒中治療給付金	支払事由	脳卒中を発病し、所定の状態が60日以上継続したとき
	支払額	がん入院給付金日額の200倍（支払は1回）

（1）がん治療給付金について

- ・責任開始日から90日以内に診断確定された乳がん（乳房の上皮内がんを含みます）については、がん治療給付金の対象とはなりません。
- ・がん治療給付金は、何回でもお支払できます。
ただし、前回の治療給付金が支払われた入院の入院開始日から2年経過していることが条件です。

（2）急性心筋梗塞治療給付金・脳卒中治療給付金について

①「急性心筋梗塞治療給付金」の対象となる場合

被保険者が急性心筋梗塞を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以外の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき。

「急性心筋梗塞」……………冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病

ア. 典型的な胸部痛の病歴

イ. 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化

ウ. 心筋細胞逸脱酵素の一時的な上昇

②「脳卒中治療給付金」の対象となる場合

被保険者が脳卒中を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。

「脳卒中」……………脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により、脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

急性心筋梗塞または脳卒中により、初めて医師の診療を受けた日から60日経過するまでに死亡された場合で、死亡時まで上記の所定の状態が継続していたと医師によって証明されたときは、各治療給付金をお支払いします。